

第六十三回 参議院文教委員会會議録第十五号

昭和四十五年五月七日(木曜日) 午後一時四十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 楠 正俊君
理事 田村 賢作君
永野 鎮雄君
秋山 長造君
杉原 一雄君

委員 土屋 義彦君
内藤三郎君
中村喜四郎君
二木 謙吾君
鈴木 力君
内田 善利君
多田 省吾君
萩原 幽香子
渡辺 武君

國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

政府委員

文部省管理局長 岩間英太郎君

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○日本私学振興財団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を
開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨六日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その

補欠として渡辺武君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 日本私学振興財団法案を議
題といたします。
前回に引き続き質疑を行ないます。
政府側から岩間管理局長が出席いたしてござい
ます。

○内田善利君 いままでいろいろ審議が尽くされ
てまいりまして、私も若干質問したいと思いま
すけれども、重複しないように質問していきたい
と思えます。

今回の私学振興財団法案は非常に画期的な法案
として、戦後の私学の演じた役割りを大きく評価
しての法案であると思えます。
ところが学校、私学関係全部この法案の実現を
待望している、そのように思っておたわけが
が、最近私のところにも皆さんの陳情がまいりま
して、この法案には反対であるという陳情を見ま
して私もびびりしたわけですが、その内容は、
この私学振興財団法案はいままでの私学振興会法
と別段変わりはない、むしろ文部省の圧力が強化
される法案である、そういう内容であります
が、確かに今回のこの法案を見ますと、私学振興
会のいままでの法案とそう変わってない。そうす
れば私学への国庫補助という面は現行法で十分で
きるじゃないかと、こと新しく新法案は必要ない
じゃないかと、こういう意図だと思っております
けれども、この新法案を私学振興会があるにもか
かわらず出した意図と言いますか、これをお聞かせ願
いたいと思えます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生からも
御指摘をいただきましたように、このたびの私学
に対する人件費を含む経常費の補助というのは、

これはまことに画期的なことではございまして、こ
れから私学に対する助成というものを根本的に考
え直しながらその発展をはかるというためには、
ここでひとつ私学に対する援助の方向につきま
してもこれは画期的な方法をもって対処しなければ
ならないのではないかと、そういうふうな考え
でございます。従来私学振興財団は、これは融資
を中心に行なっているものでございまして、これ
ども、このたびはこのような画期的な補助金の交
付というものをあわせ、また寄付金の募集、その
協力者でありよき相談相手というような形で私学
振興財団にいよいよイギリスのUGCが現在果た
しておりますような役割りを果たしてまいりたい
し、そういう気持ちからこのたび私学振興財団の
設置ということも考えたわけでございます。した
が、私どもはむしろ学術会議が指摘して
おりますように、公正な第三者的な機関をもって
こういうふうな補助金の配付を行なうということ
は、文部省が直接補助金の配付を行なうというこ
とよりは一段と進んだ方法で、私学に対する助成
が強化されるというふうなことを考えているわけ
でございます。決して文部省の権限を強めるという
ことではございませんで、むしろ第三者的な公正な
機関をもってこれを行ないたいという点に特色が
あるわけでございます。

○内田善利君 もう一つは、私立学校法の問題で
すけれども、私立学校法と言えは私学の憲法みた
いなものであると、そういう基本法が財団法案
の中に附則として含まれておる、こういうことを
考えた場合に、こういう基本法とも言うべき私
学法をこのような財団法の中で軽々しく取り扱っ
ているということ、そういう必要はないんじゃない
か、もしそういう必要があれば財団法の中に

新しく入れるべきではないかと、これが反対の理
由のようですが、この点についてはどうなん
でしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 従来から憲法との関
係で公の支配に属しない教育の事業につきま
しては国が援助をすることはできないというふうな
ことで、学校教育法、それから私学法によりま
して私立学校が公の支配に属するといふふうな
ことになっておるわけでございますけれども、これは
あのような段階までくれば公の支配に属するかと
いう点につきましては、ある程度助成の方法及び
内容ともこれは関連することではないかと思いま
す。このたびの補助金は私学の自主性をできる
だけ尊重して、経常費につきましてもこれは何に
使ってもよろしいと、しかも私学の裏財源とい
うものはこれは極端な場合には必要としないとい
ふふうな、非常に私学にとってはその自主性を尊重
した使いやすい補助金になっております。しかし
ながら公の支配に属すると思えますか、国民に対
する責任という点から考えますと、私学として
またみずからを顧みまして、社会、国民のため
に責任を果たしていくということが必要になる
わけでございます。そういう意味から申しまして最
小限度必要とされまます経理の公正な運用とい
うの、さらにこのたびの補助金が教育研究の質
向上に役立ってという意味のものでござい
ますので、むしろそれに反するようなことは避け
てもらいたい、そういう気持ちから私も
しては国民のおそらく願ひでありますところの
最小限度の保障というものをやはり法律上明
らかにしておく必要があるんじゃないかという
考えから私学法の現在五十九条がござい
ますが、それに付け加えて新しいやり方の
援助というものが開始されますに際しまして、
そういうふうな条件を考えたわけ
でございます。

分を合わせますと約二百億近い額になるわけでございます。それから貸し付け金につきましては、昨年度は約三百四十億ということでございまして、ことしはそれが三百億になっておるわけでございます。その理由は、一応大学の学生の急増が終わったということで、そのために融資の額が減ったわけでございます。これは国立大学の場合もやはり昨年よりはことしのほうが金額が減っておりますけれども、これは大学急増が一段落したということの理由によるものでございます。

それから内容につきましては、いわゆる高利債の肩がわりと申しますか、その関係の融資額を増加いたしますと同時に、年限につきましては従来七年から十年に延長するというふうな内容の改善を行ってきたのでございます。政府出資金につきましては、ことしは私学に対する補助の関連もございましてこの程度で一応私学のほうも引き上がったわけでございますが、これは来年度以降さらに努力をいたしまして、その増額をはかるようにつとめたいと考えております。

○内田善利君 国立と私立との格差の是正という問題ですけれども、教育というものは本来国家権力とは無縁のものである。そういう意味から、東大の年間の予算が二百五十億ということで、全私学では百三十八億ということで、東大一校の場合が二百五十億で、補助したいという全私学で百三十八億、これでは非常に焼け石に水という感じがするわけですが、年々上がる人件費の補助だけに費やされて実質的な私学の振興、向上というほうには回らないと思うのですけれども、東大一校ではこのように、一校東大だけあげましたけれども、比較にならない非常に大きな金が補助されておるわけですけれども、私学に対する補助がどのように非常に少ないわけですけれども、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおり、ことしから本格的に力を入れ始めたというふうな点がございます。補助金の額がまだ十分でござい

ません。四十五年度を一応推計いたしますと、大私学の経常的な経費の八〇程度であるというふうに一応考えておりますが、先ほど御指摘になりました融資を含めまして、臨時費まで含めまして大体一四〇のほうでめんどうをみるというふうな形になるのではないかと申します。これは前々からも申し上げておりますように、順次増額いたしまして、私学の教育研究の充実というものはかりたいというふうに考えているわけでございます。

なお、東大の場合の例をお引きいただきましたのですが、国立大学の場合には、これはそれが望ましいとか、望ましくないとかいうことは別にいたしまして、事実上国立大学が現在の日本の学問の研究の水準を維持するということにつきましては、かなり大きな役割を占めております。特に東大あたりはその中心になっておるといふような点がございます。研究費等につきましてかなり大きなウェイトがさかれておるといふ点は、これは特別の事情ではないかというふうに考えております。

○内田善利君 私学の公共性という面でありまして、公教育機関であるということ、国が経常費を助成するかいなかということにかかわらず同様な問題ではないかと思っております。私学はすべて国民の公教育の機関として適正に運営されなければなりませんし、また憲法あるいは教育基本法にのっとって正しい教育研究が行なわれなければならぬ。このように思うわけですけれども、今回の改正では、ただ経常費の補助を行なったものに対してだけ公共性を確保するためとして国の権限を強化するというふうになっているわけですけれども、これは非常に不当ではないかと、このように思うわけですけれども、これはどうでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在中教審におきまして、大学のあり方、特に私学のあり方等についていろいろ御検討をいただいておりますところでございますが、そういう点で私学の位置づけというものがはつきりいたしました際には、さらに私学法全般を眺めてみるということが必要ではないかと思っております。私学法はたまたま申しますのは、ノーサポート、ノーコントロールというものがたまたまございまして、それによって私学法というものが一貫して規定が設けられておるわけでございます。しかしながら、憲法との関係もあるためと思っておりますけれども、特に助成を受けるものにつきましては、これは国のほうでいろいろな制限をするというふうなたまたまになっておるわけでございます。このたびの補助金の性質からいまして、先ほど申しましたように、経理の公正化、それから教育や研究の質的な向上というものにむする反対するようなことを行なうものにつきましては、これは国のほうで中止あるいは変更の命令、あるいは勧告を行ないます。それに従わないものにつきましては補助金は差し上げるわけにはいかないというふうな形をとったわけでございます。私学法全般の議論につきましては、先生の御指摘にもございまして、私学の公共性というものをもう一度見直すという観点から再検討すること、これは必要ではないかというふうなことを考えております。

○内田善利君 またもとに戻りますけれども、私立学校法の改正についてですけれども、これは私学関係者あるいは学識経験者等の意見を聞かれたのかどうか、もう一度。
○政府委員(岩間英太郎君) この点につきましては、私どもが補助金を計画いたします際に、私立学校のおもだった関係者、これは私のほうで全部の方々の御意見を承わるといふこともできないわけでございますけれども、そういう方々の御意見を伺いながら進めたつもりでございます。しかし、全部の私学の関係者の方々の御意見を伺うと、それぞれの御意見があるかと思っております。そのため、先生方のほうにも必ずしも賛成であるというふうな御意見ばかりではないというふうなおことばがございましたが、そういうことであらうと思っております。

なお、私どもは初めはちょっと気がつかなかったのですが、学術会議の勧告が四十年に出たのですけれども、それをずっと見ておると、大体においてその勧告の線に沿っておるのじゃないかというふうな気がいたすのでございまして、だれが考えましても人間が考えることというのと同じような結果が出てくるのではないかと、いふふうな気がいたしたわけでございますが、なお、新聞の社説等におきまして、法案ができましたから三社ばかり社説が載ったわけでございますが、いずれも私どもの方向につきましては、私もとしましては賛成の御意見であったように思うわけでございます。

○内田善利君 時間がきたようでございますが、最後に文部大臣にお聞きをしたいと思います。サポート、ノーコントロールがほんとうにできるかどうか、お聞きをしたいと思います。最後に、要望として、今度の私学振興財団法の設立によりまして、終戦後教育に貢献してきた私立大学の中で、福岡電波学園あるいは名城大学のような私立大学が出ないようになつとよく文部大臣のほうで見守っていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(坂田道太君) 私学というのはいはり建学の精神にのっとりましてその自主性というものを十分發揮していただく、そして特徴ある大学をつくらせていただくということが私は非常に望ましいことであるというふうに思っておりますので、やはり私学のサポート、ノーコントロール、サポートいたしまして、そのサポートいたしましたお金について、やはりこれは血税でございますから、国民のために明らかにする、適正に使われておるかということはやらないかならないけれども、しかし私学自身の教育内容あるいは人事というふうなことで介入するつもりは毛頭ございません。むしろ私学の自主性というものを尊重して、そして私学のりっぱな教育研究というものが行なわれますように私は期待をし、またそう

どうかかるのかというふうなことから、また私学に対する援助をどういうふうにしていくかということを考えていきたいというふうに思っております。

○藤原幽香子君 ぜひそういう望ましい形の大学ができませんように、私たちもほんとうは祈念をしていくわけでございますので、このたびいろいろと私学についても問題があるわけでございますけれども、まずお金の問題から考えてみますというのと、それが一番の大きな問題になっているという困った状態を起しているのではないかと、こういうふうな考えます。そこで私学も含めまして、教育費というものは一体国民総所得の何%ぐらいが妥当だとお考えでございましょうか。

○国務大臣(坂田道太君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、そのことを実は試算をしなければならぬと思っておりますが、きのう私ほどなたかの質問に対してお答えを申し上げたわけでございまして、国民総生産に対する、これはまあ大学を含めまして、公教育費の比率というものが昭和三十八年が四・一%、三十九年がやはり四・一%、四十年には四・二%、ところが四十年を境といたしまして、四十一年が四・一%、それから四十二年が四・〇%、四十三年、四十四年はまだ私手元を持っておりませんけれども、しかしこれは少し下がってきているんじゃないかろうか、あるいは横ばいかということかと思えます。こういうぐあいに考えますと、四十年までの十年間というのはかなり日本は公教育費の投資というものが世界各国に比べて非常に高い水準をいつておったと思われるわけでございませ

す。しかしながらその間、先進国のイギリス、フランス、ドイツがむしろそりまでなかった、しかしそれではいけない、まさに教育投資の時代であるというふうな世の中になってきたことに気が付きました、おくれはせながらイギリス、フランス、ドイツも急角度に、たとえばイギリスにおいてU.G.C.、ロビンズレポート等において、一九八〇年までに相当数の大学を建てるといふことで現

実にやっております。またフランスにおきましてもしかりであります。それから西ドイツにおきましてもそうでございます。そういうことで、アメリカにおきましては三十八年が四・五%、三十九年が四・六%、四十年が四・九%、四十一年が四・八%、かなりずつと上がってきておる。イギリスが四・七%、三十八年が四・七%でございませ

す。それが四十年で五・〇%、昭和三十八年にフランスが三・二%でございませが、四十一年が三・五%、西ドイツが昭和三十八年に三・一%でございませが、四十年は三・六%というぐあいに

して、だんだん上がってきておるわけで、少くとも四・五%から五%以上はなければいかぬのじゃないかというふうに一応考えられます。しかしながらこの点につきましては、中教審等の試算あるいは試算を伺い、またわれわれのほうでも計算をいたしまして、これからひとつ詰めてまいりたいというふうな考えております。

○藤原幽香子君 いま私は総所得の何%とお尋ねしたのですが、大臣、GNPについてお答えください。大体フランス、イギリス、アメリカというところで六%ぐらゐ、それに対して日本では五・五%ぐらゐ、これは一九六五年の資料のようでございませけれども、とにかくだいたい日本のほうが低くなっているということは事実のようでございませね。ですからそういうことにつきまして、よほどお考えをいただきたい、いまの大臣のお考えのように日本の国も諸外国に負けないようにやっていたらいい、こういうふうな考えるわけでございませ。坂田文部大臣がずっと大臣をしていくと、大臣がかわらね常になんかございませけれども、大臣がかわらねたとなんか、それがまた変わるとういふことになりませと、これはたいへん問題になるわけでございませので、どうぞひとつおわかりになる際も十分申し渡しをお願いをいたしたいと存じませ。

各都道府県が私立学校に対して助成しております状況について、少し具体的に承りたいと存じませ。○政府委員(岩間英太郎君) 現在、都道府県のはうで私学に対していろいろ助成を行なっておりますけれども、昭和四十四年度をとってみますと、私学に対する補助は約八十五億三千九百万という数字が出ております。それから私学の団体等に対しては百二億六千八百九十万、合計いたしまして百二億九千九百万でございます。それから貸し付け金等が約三十一億九千九百万でございますので、合計いたしまして、百三十四億六千九百万、約百三十五億の助成が行なわれておるわけでございませ。詳細にというお話してございませので、その内訳を若干申し上げますと、経常費につきましては、八十五億のうちで六十九億六千九百万が経常費でございませ、そのうちで人件費が二億九千九百万、それから施設設備費が十一億八千万、その他が三億九千九百万というふうな内訳になっております。それから私学の団体等に対しては補助金が、私学の共済に対しては補助金が六億九千九百万、それから退職金の社団あるいは財団に対しては補助金が八億九千九百万、その他が一億三千九百万、合計いたしまして、先ほど申しました十七億二千九百万、そのようになつておるわけでございませ。これに對します財源措置は、先生も御承知のとおり地方交付税で、その他の行政費の中でやられておるわけでございませけれども、その金額が約四十億、このたびは大学の補助にいらして、交付税のほうでもその他の教育費の中で財源措置をするというふうな新しい方式をとりました、金額にいたしましては約八十億、高等学校、小・中学校につきましては一人当たり約四千万、幼稚園につきましては千五百円というふうな見当の金額を積算をいたしてございませ。私どものほうでは、四十億の財源措置に對しては、先ほど申しましたように約百三十五億の補助を都道府県にのほうでやっていたらいいので、従来どおり都道府県におまかせをして

やっていたらいいほうが私学のほんとうの振興のためによろしいんじゃないかと、親身になって自分のところの私学をめんどうを見ていただけるのじゃないかと、こういうことで、地方交付税で財源措置をしたというわけでございませ。

○藤原幽香子君 四千円と千五百円ということ非常にこれありがたいわけなんですけれども、すでに十九府県では私学の人員費を含む経常費の補助を行なっているというわけでございませね。そういういたしますと、そういう府県ではこの分がプラスされますでございませしょうか。そういう私が心配をいたしませんのは、この交付税では、これだけしか見えないというふうなことで、かえってマイナスされるような面が出てくるんじゃないかと、こういう心配を持つわけでございませ。たとえて申し上げますと、義務教育関係でさえも交付税でこれだけしか積算されていないんだからということ、交付税を上回るような学校予算というものをなかなか組んでくれない市町村が多いわけなんですけれども、そういうことになりませとこれはたいへん困るというわけなんです、その点いかがでございませしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま数字でお示しましたように、都道府県のはうではかなりめんどろを見ていただいております。ようございませから、今後ともいままより上回るような財源措置をしていただけるものというふうな考えております。ただいま義務教育につきましては御指摘がございませが、義務教育とはこれはちよつと違ふんじゃないかと思ひます。それは義務教育の場合は市町村が主体でございませ、財政力の関係から申しますと、市町村と都道府県ではこれは月とスッポンくらい違ふわけでございませ、まあ都道府県の知事さんといましては、自分の地域の私立学校の振興につきましてはかねてから非常に力を注いでいただいているというふうなことを考えておりますので、私どももそのようなことがさらに継続され拡大されていくものというふうな期待し

ているわけでございます。

○萩原幽香子君 ぜひそいうふうなひとつ御指導をよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

次いで、幼稚園についても国とか地方公共団体の補助が拡大されるべきだと考へるわけでございますけれども、教育条件それから園児の納付金というものは、公立と私立ではどのようになっておりますか承りたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) 幼稚園の場合には、公立と私立の納付金の割合は、公立が一に対して私立が約三・六というふうな割合になっております。中身を申し上げますと、公立の場合は保育料が、これは昭和四十四年度でございますけれども八百四十四円、これは月額でございますので年額にいたしますと一万二千八百円、それから入園料が三百円、合計いたしましたして一万四千二百八十八円、それから私立の場合には、保育料が月額二千四百五十三円、年額に直しますと二万九千四百三十六円、それから入園料が四千二百五十三円、受験料が四百七十六円その他の納付金が二千六百円、合計いたしましたして三万六千七百六十五円というふうなになっております。

○萩原幽香子君 これは府県によって違ふようなことはございませぬか。いまおっしゃったとおりどこもなっておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは全国平均でございますから、府県によりましてもちろん差があるというふうに思ひます。

○萩原幽香子君 幼稚園でございますけれども、公立と私立の幼稚園の比率はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 幼稚園総数約一万に對しまして私立が六千六百でございます。

○萩原幽香子君 いま補助の対象になっておりますのは学校法人立の幼稚園だけでございますか。

これは全国でどれくらいございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校法人立、それから宗教法人立それから個人立の割合は大体三、三、四の割合でございますして、件数にいたします

と、学校法人立が千七百八十二件、幼児の数が三十六万七千六百四十二人、これは昭和四十四年の五月一日の調査でございます。

○萩原幽香子君 宗教法人立、個人立幼稚園でございますけれども、これがなぜその学校法人に切りかえることがむずかしいのか、そういう点についてどのようにお考えでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どももいたしましてはできるだけ学校法人立にしたいと思ひたいというところでございまして、これは個々の事情がございましてまあ一がいには言えないと思ひますが、要するに、学校法人立にいたしますと、まあ財産と申しますかその学校法人以外のものには使えない、しかも解散いたしました場合にはこれは自由に処分ができない、そういうふうな制限があるわけでございます、まあそういう意味からなかなか学校法人立にはなりにくいというふうな事情があるのじゃないかというふうな推測されるわけでございます。

○萩原幽香子君 確かにそういうことがまああるうかと思ひわけでございますね。そういういたしますと、非常にむずかしい、そういう学校法人立に切りかえにくいといったような条件があると思ひますならば、幼児教育について非常に大きな役割を果たしております宗教法人立あるいは個人立幼稚園に對しても国や地方公共団体は学校法人立と同じように補助をすべきだと考へるわけでございますけれども、その点はいかがでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもの方針としては、できるだけ学校法人に切りかえていたきたいというふうなことで学校法人に對しては優先的に援助をいたしてはいるわけでございますけれども、しかし社会的な実態としましては、確かに宗教法人立の幼稚園あるいは個人立の幼稚園が果たしている役割りというものは、これは無視できないものがあると思ひます。したがいまし、適當な法的な措置が行なわれる、たとえ個人立、宗教法人立でございますとこれは財産の処

分等も、あるいはその幼稚園の廃止等も簡単にできるわけでございますけれども、そういう点につきましてはある程度その法的な整備が必要ではないかと考へております。したがいまして、そういうふうな法的な整備が行なわれませんでした場合には、当然これに對して助成を行なうということは望ましいことじゃないかというふうに考へております。

○萩原幽香子君 これは私はぜひやっていたかと思ひます。まあいまも三、三、四とおっしゃいましたけれども、そういう、まあ学校法人が三で、あとが三、四と、七対三と、こういうわけでございますから、これはぜひその大きな役割りを果たしているというその比重を考へていただければ、私は宗教法人立も個人立の幼稚園も学校法人同様にやはり補助の対象にすべきだということと考へますので、できるだけ早急にそういう処置がとられますようにお願いをしておきたいと存じます。

それから幼児教育の立場で今後私立幼稚園といふものに対してどういうような方針で臨まれるおつもりかお伺ひしたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私立幼稚園が特に幼稚園教育の普及という点につきまして、いままで果たしてまいりました役割りというものは、これは過小評価するわけにはまいりませんし、またそういうことで施設その他につきましても補助を行なっておりますというふうな国の措置もとられてはいるわけでございます。今後私どもとして心配いたしますのは、これは公立幼稚園との間でのいろいろな問題が起つてくるんじゃないかということでございますが、一つは、先ほど御指摘になりましたように、父兄の負担が私立の場合には高いということがあると思ひます。それにつきましては、これは幼稚園に對します助成といふものを強めてまいりまして、できるだけそういうものの差をなくしていくということが必要ではないかと思ひますけれども、しかしながら公立幼稚園と私立幼稚園が保育料の間で争つておつたのでは、これは当然私立の幼稚園のほうが負けしてしまうというのとはわ

り切つたことございまして、そのためにできませんならば、私立幼稚園は特色のある保育をしていただきたいということでございまして、その私立の特色を持って公立幼稚園と太刀打ちをするということがぜひ必要ではないかというふうな考へるわけでございます。そういうふうな特色を伸ばすために、国あるいは都道府県のはうで必要な助成を行なうということはこれは必要であると思ひます。私どももそういう方向で努力いたしたいというふうな考へます。

○萩原幽香子君 それは全く私立大学と公立大学の場合と考へ方は同じことになるわけでございますね。ぜひともそういう方向でお願いをいたしたいと思ひます。

それから幼稚園から私立大学に至りますまで、とにかく私学に子弟を學ばせている父兄というのは二重負担を受けているということになるのではないかと思ひます。そこで、父兄たちは昔のように特別豊かな家庭というわけではなくて、大体三分の二を占める私立大学ということも考へてみますと、これはなかなか大きな問題ではないだらうかというふうな考へるわけでございます。

そこで、この二重負担を解消するために、教育費というふうなものについて特に控除制度を創設するといふような考へ方はございませぬでしょうか。これは文部省ではなくて大蔵省の問題になってくると思ひますけれども、そういう問題について文部省は大蔵省と折衝をなさつたことがございませぬでしょうか、承りたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どももいたしましては、先生と同じような考へでもって従来から就学費の控除といふものを高等学校、大学に學ぶ者につきましては、そういう制度を設けるように大蔵省に對しまして交渉をいたしてあります。大蔵省の税制調査会におきましてこれが正式に取り上げられましたことがございましてけれども、個別の事情を税制上しんしゃくするにはおのずから限界があり、扶養控除等の一般的な控除の拡充により対処することが適當であるというふうな一

応結論が出来まして、まだ日の目を見ておりませんけれども、これは大臣もたびたび申されておりますように、ぜひ何とかこの制度を実現したいというところで、私も引き続き努力を重ねたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 それではこの制度は日の目を見る可能性はあるわけでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 今後のことでございますのではつきりしたことは申せませんが、私も、私どもとしましては、その実現の努力を重ねてまいりたいというところでございます。

○萩原幽香子君 ぜひこれは日の目を見ていただきたいと考えるわけでございます。そこで、そういうものができますまで、この現行の育英資金というものについて、きのうでございましたが銀行の貸し付け制度の問題もお話をいただいたわけでございますけれども、この育英資金も私学に対して厚くしていただくような考え方はいかがでございますか。

○国務大臣(坂田道太君) きのうも申し上げましたとおり、育英資金を借ります場合におきましては、国公立を問わず一定の基準がございまして、経済状態の問題、それから成績の問題、この二つを合わせてやりました結果が実質的には、これは昭和四十三年度でございますが、国立が一般貸与が一・五％、公立が一・三・八％に對しまして私立がわずかに四・六％、それから特別貸与のほうが国立が一九・二％、公立が八・三％、私立が一・五％、こういうことになっておりますが、たとえば一般貸与の国立の実数を申し上げますと三万一千九百九十三人というに對しまして私立は五万二千五百十四人、かなり多うございませうけれども、しかし私立の数が片方は百万、国立は三十万、つまり三分の二であるというところを考えると非常に少ないというところでございます。しかし、これはいま申し上げますような採用基準というものの、学力の基準、あるいは家計基準というものをやります限りにおいてはいたし方がないというところでございますが、

【委員長退席、理事田村賢作君着席】

しかし、それだからといってそのままにしておられるわけではなく、昭和四十二年度から実は特別の貸与制度の中に私立大学に進学する者を対象としたものに高額の貸与額を創設いたしました。この点は、たとえば国立の場合でございますと自宅通学が五千円、自宅外通学が八千円というところでございますが、私立の場合には自宅通学七千五百円、自宅外通学が一万二千円、こういう制度も導入してあるというところでございます。しかしこれだけでもなかなかむずかしいというところもございまして、もちろん私立大学にも、いまお話がございまして、かなり経済的に不如意な家庭からも入っておる実情が出ておるわけでございます。たとえ国立でございますと百五十万円以下の年収の家庭の学生たちが七九・三％でございます。約八〇％もあるわけでございます。ところが私立におきましても百五十万円以下が五四・七％、半分を越しております。それから六十万円未満にしましては国立は一七・九％もありませんが、私立においては、これすらも四・一％あるというところでございまして、相当困った人たちでも私立に入っておる、こういうこと。親としましてはなけなしの金を注ぎ込んでおるし、また同時にアルバイト等をやられて、みな仕事をして大学に通っておるといふ実情かと思つてございまして、この点につきましても、もう一そうの努力が必要でございますが、しかし国立と私立を比べた場合は、かなり中産階級あるいはそれ以上の人たちが私立の大学に学んでおる。しかしこの間も申し上げましたように、私立大学にやる家庭でも、中産階級以上の者でも、たとえばその家庭から二人以上も私立大学に通わせたらもうそれこそあつてございまして、その意味から申し上げても、できればこの際銀行貸し付け制度というようなものも導入することによって、その中産階級以上のところが救われるのじやなからうかというふうにも思つてございまして、そういうような事柄から今度の予算におきましてその調査費を計上

し、そしてアメリカあたりではこれをやっておりますから、十分検討をいたしました上、来年度からは実施に移したいというような意欲を持つておるといふことを申し添えておきたいと思つたので、ぜひそういうふうな方途をいろいろな角度から御検討いただきまして、教育の機会均等という立場に立っていただきたいと存じます。現在、私立学校の果たしてあります役割りの比重というものは非常に大きい。これはもう大臣も感じ、局長さんも十分お認めのようでございますので、あらためて申し上げることもないわけでございますけれども、そういうことを十分考慮いただきまして、今後の助成にあたりましては、私立学校の自主性をそこなうことのないように、しかもその教育目標を十分達成されますように、大幅な助成の増大というものをほかっていただくよう強く要望いたしまして質問を終わりたいと存じます。

○渡辺武君 私はまず最初に、この間、四月二十四日に、衆議院文教委員会での法律案原案に対する修正が行なわれましたが、その修正点について御質問したいと、こういうふうに考えます。この修正事項を見てみますと、「改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。」というふうになっております。つまり、衆議院でも参議院でも委員会などで最も問題になった点、あるいは私学関係者などが最も強く反対している点についての修正が行なわれているわけでありまして、伺いたいことは、この「政令で定める日までの間」ということは、一体どのくらいの期間をさすか見ていいの、また文部大臣はいつごろからこの適用をしようと考えておられるのか、その点をまづ伺いたいと思つております。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、国民の方々それからそれを代表されております国会の先生方がそういうふうなこともやむを得ないというふうな御判断があったときというふうに一応考えておられますけれども、私どもとしましては、こういうふうな規定は実際上なるべく発動しないことを期待しているわけでございますが、しかしながら、私どもが助成を進めてまいりまして、この助成につきましても、先ほど来申し上げておりますように、非常に私学の自主性を尊重して使ひやすい助成になっております。そういうふうな助成をして私学の教育研究の向上を願つておるにもかかわらず、それに反するような学校が現実問題として出てまいりました場合には、こういうふうな政令を定めましてそれを排除するようなことも必要と考へております。これにつきましては、これは国民の方々の御賛同を得なければとうていできないというところは言うまでもないところでございます。

○国務大臣(坂田道太君) いま管理局長から一応お答えを申し上げたわけでございますが、私どもは、この私学の自主性というものは、これは尊重していかねばならない。しかしながら、また同時に、ことしから今度のこの法案によりまして、相当額の血税が私立大学に投入されるという限りにおいては、その使途というものが、やはり私たちがねらつておるような私立大学の健全な発展、振興、そしてまたその教育研究の向上というところに資するために、この私学援助というものに踏み切つたわけでございます。ところが、これがいよいよこの目的、意図と反しまして使ひ方があつたと、そしてそれが大きい社会問題となつてまた国民の指弾を受けるというふうなことになつた場合に、何らの是正措置ができませんというところであつてはならないという意味合いにおきまして、実はこの項というものをわれわれは設けたわけでございます。しかしながらこれは、国会の修正によりましてたゞいま仰せのとおりになつたわけでございますけれども、しかし「政令で定める日まで」ということでございまして、今後、私学援助の額もおそらく毎年相当額つき込まれていくと思つておりますが、その間において、私学側が自主的にほんとうにりつぱな使ひ方をしておられるというところでございまして、これは発動しなくてもいい。また、そのことをこい

ねがうものでございますけれども、そうでなく、相当多額のお金はつぎ込んだ、しかしながら、また国民から指弾を受けるような使用の方、あるいは私学としてあるまじきようなことがごんどもんどもあつちにもこつちにも起こるといふようなことになつた場合には、やはり皆さま方国会にも御相談を申し上げまして、この政令の日をきめなければならぬと、かように考えておるわけでございます。

一面におきましては、百三十二億何千万円この程度でもって直ちにこの当該計画の変更または中止を勧告するというふうなことも、しやくし定木にやりますとこれはなかなかむずかしいかと思ひます。そういうわけでありませうから、修正を受けません前におきまして、私といたしましては、この運用につきましては、十分注意をして、私学の自主性というものを尊重しつつやりたいと思ひます。しかしながら漸次私学助成が相当の額になり、そして、なつたにもかかわらず、なおかつこの定員その他もいかげんにして、その学生からも教育条件が低下するばかりじやないか、お金ももたらぬじやないかというふうなことを言われるようなことがあつてはならないわけなんです。そういうふうなこともごりにもしようがないような場合には、この項というものを発動せざるを得ないのだ、そのことが、また私は文部省としまして、所轄省としまして国民に対する責任を果たすことにもつなげていくといふふうには私は考えておるわけでございます。いつとは申し上げませんが、著しくどうにもこうにもしようがないようなことがあつちこちこち起るような場合、あるいはまた相当程度のお金が私学に対して注ぎ込まれるような状況になつた場合においては、政令の日を皆さま方と相談してきめたいといふふうなことを次第でございます。

○渡辺武君 おっしゃることは一応わかりましたけれども、この法律案の附則の第一条ですね、これを読んでみますと、「この法律は、公付の日から施行する。」「ただし」としてただし書きがついて

ているわけですね。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。というふうなことにしております。そうしますと、これをすなわち読みますと、ただし書きのほうで「附則第十一条から第二十四条までの規定」ということになっておりました、この修正案が問題になっているのは附則第十三条ですね。そうしますと、この附則第十三条もこのただし書きの中に含まれると思ひます。したがって、

「これは公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」というふうなことで、法律的には、この第十三条も「四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」ということになると思ひます。ですから政令はつまり四月以内に必ず出さねばならぬ、法的には、これはもう発効する、第十三条はですね。そういうことになると思ひますがどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 附則第一条に書いてございますこの政令と申しますのは、これは財団の成立につきまして、私どものほうでは、いつから財団が発足するのかをここできめようといふことを考えているわけでございます。これは今度御修正になりました政令とは質的に異なるものでございます。

○政府委員(岩間英太郎君) 施行とそれから適用については、これは法律上区別しております。実際に法文は施行されましたも、その条文が動くかどうかというところは、これは適用ということをやつておるわけでございますから、その適用につきましては、政令で定める日まで適用しないといふことでございますので、政令で定める日以降に適用される、条文の施行は当然四月をこえない範囲からきめるわけでございますけれども、そういうことで実際の適用がないということでございます。

○渡辺武君 ですからあなたの先ほどの御答弁、ちよつと間違つていたでしよう。第十三条の問題は、これは間違つていたと思ひます。やはり第十三条の問題です。そうしてとにかく公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令が出て、その政令で定める日から施行されると、だから法律上はやはりこの法律が公布されてから四月以内には、これはもうこの十三条も法律としては生きてくるのです。そうして、ただ、それを適用していろいろ文部省が持つてくる権限を発動するかどうかといふことにつきましては、これはいろいろの考慮がある、こういうことにすぎないでしよう。ですからね、私はやはりこの修正点、これは文部省の腹一つにゆだねられておることにこれは力の弱い修正点だといふふうな考えざるを得ませんよ。これはあとからもう問題にしたいと思ひますけれども、先ほど大臣も言つておられましたけれども、文部省は私学の自主性を尊重する尊重すると言つても、まさに私学の自主性をまっとうから踏みにじるような危険が今度の法律案では新たに盛り込まれたといふところに特徴があると思ひます。ですから、国会の承認なくして文部省の政令が出さずれば、いつでもこれは伝家の宝刀を抜くこと

ができるといふような事態に置かれておるといふことは、これはこの修正点で、これは私も衆議院では反対いたしましたけれども、全く反対するにふさわしい修正点であつたといふことをはっきり物語つておるんじゃないかといふふうに思ひます。

さて、次に移りますけれども、この附則の第十三条についてであります。これは各党の委員からも、自由民主党の委員からさへも指摘されておると思ひますが、私学法の根本精神である私学の自主性とまっとうから踏みこむような重大な内容を持つておるものだと思います。だから私学関係者の方々は、ほとんどすべてこの附則第十三条の適用、特に第十項の適用に強く反対して思ひます。私、きょう時間がありませんので全部読む時間がありませんが、大臣も聞かれたと思ひますので、簡単に申しますけれども、四月十七日の衆議院の文教委員会に出席した各参考人、これはこの第十三条、特に第十項ですね、これがとにかく私学の自主性をそこなうものであるといふ点で一致した見解をとつておられます。で、日本私立大学連盟の会長の時子山さんですか、この方の陳述された点の一つだけ読んでみますと、「私立学校法第五十九条の第二項、第三項、第四項に規定がありますので、新たにこれを加える必要があるかどうかといふことで、私立大学の人件費を含む経常費助成拡大に名をかりて大学自治の干渉となるおそれがある、妥当でないといふ意見を述べておられるわけですね。また種方参考人は、特にこの第十項の第二、第三は削除していただきたいといふことでもはつきりと言われているわけですね。これは全く正論だと思ひます。したがって私は文部省がこの附則第十三条、これを削除すべきだと思ひますけれども、その意図がわかりかどう

か。

○国務大臣(坂田道太君) その点はございませぬ。

○渡辺武君 そうしますと、文部省はとにかく一番この利害関係の深い当事者である私学関係の人

○政府委員(岩間英太郎君) 日本大学や山梨学院大学についていろいろな問題が起りましたことは、これは私どものほうでもたいへん遺憾に思っているわけですが、山梨学院大学につきましても、一番私どもの関係で大きいのは補助金の不正使用ということでございます。これにつきましては補助金の返還を命じております。それから十分な単位がないのに卒業させたとか、あるいは免許法の違反があったとかということにつきましても、これは是正の措置を命じております。

それから日本大学につきましては、これは税金の問題、それから横領の問題等がございましたが、これは私どもの範囲ではございませんので、日本大学の特に紛争を契機といたしまして寄付行為の変更というふうなことがございましたので、これにつきましては行為を改めるということにつきましても必要な指示を与えてこれを認可してあります。また入学試験に際しまして寄付金の問題でございました。芸術学部で寄付金を事前に徴取するということがございましたので、これにつきましても是正の措置を命じております。

そういうふうなことをいまして、私どものほうで指導によりまして是正される部分につきましては、これは必要な指導を加えましてその是正措置が行なわれているわけでございますけれども、ここで法律上明らかにしておりますのは、是正措置につきましてもいろいろ指導、助言をいたしまして、なおかつそれに従わない場合にどうするかという規定しているわけでございまして、必要な指導、助言でもってそれが十分目的が達せられればそれで私どものほうは十分なのではないかというふうなことを考えているわけでございます。

○渡辺武君 山梨学院大学について多少の措置をとったというところは私も伺っているわけですね。しかし、日本大学についてはどうか。二十億円の使途不明金がある。それから会計課長が逮捕された。大体古田会頭をはじめとして首脳部陣がこれにどうのこうの關係しているのじゃないかというふうなこともこれはもう大体公然の秘密と言

われていることなんです。これについて文部省がはたしてこの私立学校法、これに定められているような審査権、報告を徴する権利、予算の変更についての勧告権、役員解任についての勧告権、かなり大きな権限を持っておられるが、これについてはたして発動したかどうか。世間はまことに疑惑を持っているのですよ、この問題は。なお、時間もないので引き続き申し上げますけれども、これは会計検査院だつて法二十三条に言う経理検査権、これを当然発動してそうしてこの検査をするということをやつても私は当然のことだというふうに思われます。文部省のほうは自分が権限を持っていないのにもかかわらずその権限も発動しないで、四十三年度の分については補助金をストップしたけれども、四十四年度についてはまた助成を始めているような状況で、しかもこの日本大学が、私に五月二日の読売新聞持ってまいりましたけれども、裏口入学ですね。千百万円も父兄から金とって、そして裏口入学をやらせようとしている。この事件にやっぱり日本大学が一枚かんでいる。それから昭和大学の医学部、これも一枚加わっている。しかもこの一連の事件で文部省の管理局振興課のある係長がやはり一枚この事件にかんづいて、こういうふうな状況。またこの参議院の決算委員会では、日本大学の裏口入学について現職文部大臣も關係しておったというようなことまでが委員会の席上で発表されるというような事態、一体こういう事態に対して何で現行法をきびしく適用しないのか。現行法を適用するならば、こういう事態についても適切な処置がとれるはずだというふうに私ども考えるわけですね。その点どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもが私学に対しては、いろいろな事件がございました場合に、それを正す方法といたしましては、先ほど申し上げましたように、指導、助言ということでもまず第一にやっておりますわけでございまして、その指導、助言を聞かない場合に初めて法律の条項を適用するということが正しいのではないかと考えてお

ます。先生がいろいろ御指摘になりました事態につきましても、たいへん遺憾でございますが、そういうことはできるだけこれを指導、助言によりまして是正ができれば、そういう方法でもってやりたいということでございます。たとえば日大につきましても、寄付行為の変更、それから公認会計士の導入その他いろいろやっておりますので、しばらく様子を見守りたいということでございます。

○渡辺武君 私の言いたいのは、こういうことなんです。現行法でちゃんと文部省権限を与えられていて、それさえも発動しない。しかも今度の法律案によれば、先ほども申しました私学の自主性、これをまっとうから踏みこむような規定を新たに設けて、これを法律として制定しようとしている。この点なんです。しかも今度の附則第十三条で言われている点ですね。これは昭和二十四年の第六国会ですか、あそこでもまことに政府が盛り込もうとして、そうして国会で全会一致で修正、削りとられた、そのいわば学校教育に対する国家権力の全面的な介入を許すと同じ内容のものが全面的に盛り込まれているという特徴がある。文部大臣は私学の自主性を尊重する尊重するといふけれども、もうすでに第六国会のあの事態を見れば、これが私学の自主性を尊重するようなものじゃないかということ、これは明らかなことだ。それをあえてして、いまここで新たに盛り込んで法律として制定しようとする、言語道断と言わなげなうなことです。これは昨年十一月の日米共同声明でははっきりと言われているように、日米軍同盟体制を一層強化する、それと結びついて日本の軍国主義の復活を促進する、これが至上命令として前にある。したがって、それに合致したように日本の教育制度に対する国家権力の全面的な介入をやる、そういう軍国主義の復活あるいは産学協同体制、こういう方向に国立大学はもとよりのこと、私立大学その他全面的に持っていることをやうとする、そういう意図があればこそ、こういうことをやうと思わざるを得ない。いま大臣首を

振つておられますけれどもね。憲法、教育基本法、これは私が申し上げるまでもなく、憲法の第二十三条には「学問の自由は、これを保障する」とはっきりとつたわれているわけでしょう。教育基本法の第十条、これも私申し上げるまでもない。こういう教育の基本的な原則に基づいて文部省設置法第五条でも、大学、高専などの運営に關しては、文部省は指導、助言ができるだけだということをはっきりと定めている。その原則に基づいて私学法第一条には、特に私学というのは、これは教育についての創意性を發揮させるということに特徴があるので、したがって私学の自主性を尊重する、重んずるということを根本精神としてうたい込んであるわけですね。ところが今度の法律案は特に附則第十三条、これは先ほど申しましたように、この自主性をまっとうからそこなう、そういうものだと思うのです。よろしくこれは削除すべきだと思つても、どうですか。その点重ねて大臣の見解を聞きたいと思つてます。

○國務大臣(坂田道太郎) 戦後直後のお話でございますけれども、終戦直後のときの私立大学のあり方と今日とは非常に違つてきています。世界の大学が變つてきています。これはひとつ認めていただきたいというふうに思つてます。終戦直後あるいは戦前におきましては、全く国からお金をもらわないでも私学はやつていけたわけですね。しかし、もう今日はそういうわけにはいかないわけですね。そういうふうになつてきた。そしてまた一人当たりの学生に対する経費は非常に高くなつてきた。また非常にたくさんのお金が学ぶようになってきた。これはけつこうなことなんです。しかし、昔のように私学の基金、寄付金だけで、納付金やあるいは授業料だけでまかなうことはできない。アメリカのようなああいう金持ちと言われた国で、昔は私立大学は基金が三分の一、それから寄付金が三分の一、そして授業料が三分の一というところで、多額のお金をロックフェラーとかカーネギーとか、その他のところから借りてもらつて、そうして運営をしておる。そうして授業料や納付

振つておられますけれどもね。憲法、教育基本法、これは私が申し上げるまでもなく、憲法の第二十三条には「学問の自由は、これを保障する」とはっきりとつたわれているわけでしょう。教育基本法の第十条、これも私申し上げるまでもない。こういう教育の基本的な原則に基づいて文部省設置法第五条でも、大学、高専などの運営に關しては、文部省は指導、助言ができるだけだということをはっきりと定めている。その原則に基づいて私学法第一条には、特に私学というのは、これは教育についての創意性を發揮させるということに特徴があるので、したがって私学の自主性を尊重する、重んずるということを根本精神としてうたい込んであるわけですね。ところが今度の法律案は特に附則第十三条、これは先ほど申しましたように、この自主性をまっとうからそこなう、そういうものだと思うのです。よろしくこれは削除すべきだと思つても、どうですか。その点重ねて大臣の見解を聞きたいと思つてます。

金というものもそうしたいしたお金ではなかった。ところが今日では、アメリカといえどももうカーネギーやロックフェラーやフォードや、そういうふうなお金は、もう学校経費のわずかなお金でしかなくなつた。連邦政府のお金やあるいは州のお金というものが注ぎ込まれなければ、學術の發展や教育の研究の充實というものはできないようになってきた、こういうことでございまして、やはり日本におきましても、いつも申し上げますように、国立大学の三十万に對しては、学生一人当たり八十萬、しかし私立大学の百万に對しては、学生一人当たり一萬円以下のお金しか出しておらぬという、こういう現状は改めなければ、眞の意味における教育の研究というものはやれないのだ。

単に三十万だけの学生が学生ではないので、百六十萬の國・公・私立を合わせた学生に對して、政府はどう考えていくんだということを考えていくべきであるということ、私学援助に踏み切つたわけです。これは私は明治以來画期的なことであると思う。終戦直後は、とうてい私学の人たちさえ考へておらなかつたことである。しかし今日はもうそういうことをやつておつたんでは教育研究ができない、私学の先生の給料を払うことができない。したがつて國からお金を補助してもらつて、当然なんだ、こういう機運が出てきた。そうしてそのお金については、やはりそれが正しく使われるという意味において、やはり経理を明らかにするとか、公認会計士を置くとか、あるいは会計検査院の検査を受けるとかいうような、いままでそういうこともやりたくなかつたかもしれないけれども、当然なこととして受け入れようとしておられるわけでありまして、また当然そうでなければならぬ、私も私は思ふのです。イギリスのUGCにおきましても、従来は先生がおつしやるように全くのノーコントロールですから、会計検査院すらタッチできないような状況だつた。しかし一九六八年には改めまして、いままで大蔵省のところにあつたUGCというものを科学教育省のもとに置いて、そうして会計検査院を設けて、そうしてやは

り多額のお金を払つたものが有効適切に使われておるかどうかということに對して國民に對する責任を負うような形にしたわけですね。私はその意味から申しまして、先生が御指摘になるほどこれが私学の自主性というものをそこなうものであるというふうには思ひません。どうしても思ひないのではありません。

それよりも、いま御指摘になりましたような山梨学院大学の問題とかあるいは日大の問題とか、いろいろございまして、きょう午前中にございまして、いろいろな、福岡の電波学園のような問題もございまして、こういうような問題に對して、やはりこういうふうなことを場合によつたら発動するということではなくして、どうしても是正の道がないというふうなことで、どうしても是正の道がないというふうなことを生かすことによつて是正をとらせる道を開いたほうが、むしろ私学のためにも、またそこにおる学生のためにもなるのじゃないか、なからうかというふうにも考へたわけでございます。しかし、このことにつきましては、衆議院におきまして修正を受けたわけですね。修正を受けた以上は行政当局といたしましてはそれを尊重しなければなりません。したがつて、私はこの条項はこのままにいたしまして、しかしながら成立の日まで、これを眠らすということに承知をいたしましたわけでございます。

○渡辺武君 大臣、その私学に對する國家の補助、助成、これを盛んに強調しておられたけれども、これは當然のことです。それは終戦直後だつて、いまだつて、若干の条件は違つては、非常に強い要望があつたのです。ですからその私学に對する補助、助成を出すということ、そのことを口実として私学に對して國家権力の全面的な介入をやるといふことは、全くこれは別な問題として考へなければならぬです。英語は使いたくないけれども、サポート・パット・ノーコントロールということがあるでしょう。これは私

学関係者一致してそのことを要望しておられる。ところで、大臣は意識的にこの第十三条の十項、これを軽く表現しておられるけれども、大臣の言われたような点だけじゃないでしょう。どうですか。十項の二、三、四、五、六、七、八、九、十、これは、学校法人の關係者に對して質問権を持つ。それからまた立ち入つて物件を検査する権利を持つ。それからまた、この学校の学科が、「大学院の研究科の増設又は收容定員の増加に係る計画」これについて変更または中止を勧告することができる。また私立学校が設備、授業その他の事項について云々した場合にその変更を命ずることが出来る。たいへんな権限ですよ、これは。ただ単に金の使ひ道について監査するといふようなもんじゃない。先ほど私申しましたけれども、昭和二十四年の第六国会で、まさに与党まで含めて全会一致で削り取つたその反動的な内容を全面的にここに盛り込んで、ここに特徴があると思ふべきではないか。これはもう大臣幾ら私にそう思ひませんと申つたつて、客觀的な事実です、これは。しかも日大その他の問題言われたけれども、大臣自身が裏口入学に關係するといふような

も、大臣自身が裏口入学に關係するといふような大学、文部省がその点について自分が持つてゐる正当な権利でさえも十分に発動しないといふことは當然考へられることです。文部省自身の怠慢を、これを私学關係者になすりつけて、だからこういうきびしい措置が必要なんだといふようなこと、で今度出してきた。これは言語道斷だと私は思ふ。もう時間がないのでこれははしよつて申すけれども、今度の私学財団そのものの機構ですね、これまた、まるつきり、もう文部省の一部局にはかならないように強い統制が進むようになって、いままでも何です、私学振興会法には、定款をつくることもありましたが、特にこの「評議員会」といふのがあつて、これは適当な権限を持つてゐる。そうしてこの評議員会には、これは私学關係者も入ることが出来るように法定されて、事實上過半数を占めるといふことで、私学關係者の意見が十分に反映されるような形になつておつた。ところが今度の財団法を見ますといふ

と、定款は削られる。しかも一定の権限を持つていた評議員会、これは語問機関にほかならない運営審議会といふようなものに格下げされてしまつた。しかも運営審議会には私学關係者が入れないのか、法的な保障は何にもないという状態です。そうして、事實上非常に強い権限を持つてゐる理事長を文部大臣の任命とする、こういうことになつてゐる。これはまるつきりこの財団、つまり政府が補助を出す、サポートするといふことを口実として、コントロールするため機構としてつくられるものだということが、私は非常にはつきりしてゐると思ふ。

そこで最後に一言だけ伺いますけれども、私はいままでの大臣の御答弁によつて、この法案の内容は、これは私学關係者御自身が指摘しておられますように人件費補助、その他を口実に私学の自主性、独立性を踏みじつて、結局のところ私学を國家統制に導くほかの何ものでもないと思ひます。そうして……

○委員長(補正後君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(補正後君) 速記を始めます。

○渡辺武君 これは大臣、先ほど世界の傾向と言いましたけれども、世界の傾向に反してゐるので、すよ。大体イギリスでも、あくまでもサポート・パット・ノーコントロールという原則に基づいてやつてゐるわけでありまして、ですから、そういう点は十分にひとつ考へ直してもらいたいと思ふ。特に私ども共産党は、現在の私学の状態を考へた場合に、当然私学の教育研究の發展を促す立場から、少なくとも早急に国立大並みの施設、あるいは奨学条件をつくることは必要だといふように考へておられます。その場合に、いま申しましたように、あくまでもサポート・パット・ノーコントロール、この原則に基づいてやらなければならぬと思ひます。ことしの三月、日本の教育學者のすべてを結集してゐる日本教育學會が、私学助成に對する見解を発表しました。これによりまして、助成の前提としては、一、私学の自主性、こ

これは私学法第一条に規定されている「自主性」ですが、それを尊重して、私学の自主性と水準向上の努力を積極的に発展させるような助成であることが必要だ。第二番目には、助成基準が十分に客観化されていることが必要だ。第三番目は、助成金の配分と使途、会計は公開されることが必要である。四、助成金、会計に限らず、私学の経理は公開されることが必要だというようなことを含めた五点をあげております。私どもはその立場に立って助成基準を——文部大臣から独立した自主的な私学助成審議会の設置などを言っておられるの心から賛成するわけです。この点について、文部大臣は読んでおられると思いますので、どういふ見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 私、いま仰せられました、その何か学会というのがよくわからないわけですが、全国の何か学者を集められたということだけでも、学術会議なら私も承知をいたしておりますけれども……。

○渡辺武君 日本教育学会です。

○国務大臣(坂田道太君) まあ教育学会がどういふことを言っておられるかわかりませんが、先ほど管理局長も学術会議からの四十年のこの勧告ですか、そういうものもございしますが、おおむね言っておられることは、私はこの法案に織り込んだつもりでおるわけでございます。先ほど申しますように、大かたの新聞もそう悪いような法案ではないように、私のほうでは受け取ったわけでございますが、先生のほうではどういふようにお受け取りになったかわかりませんけれども、そういうことでわれわれも私学の側とも相談し、あるいは各界、各層の意見も聞きながら、実は取りまとめたわけでございます。しかしながら、まあ国会におきまして、いろいろ皆さん方の御意見を伺いましたわけでございますから、もしこれを通していただけますならば、その運用につきましても、十分私学の側の自主性を尊重して、その運用をはかってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

第でございます。

○委員長(楠正俊君) 暫時休憩をいたします。

午後四時休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

第六部

文教委員会會議錄第十五号

昭和四十五年五月七日

【参議院】

昭和四十五年五月二十七日印刷

昭和四十五年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局